

第26回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成24年7月30日（月） 14：00－15：30

場 所：経済産業省別館11階 1120共用会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、棕田委員

1. 排出削減方法論の承認について

- ・ 資料1に基づき、今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減方法論について、各種承認要件に係る審査結果を事務局より説明。審議の結果、2件の排出削減方法論について承認された。

2. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料2に基づき、今回の委員会までに提出のあった16件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は1件）について事務局より報告が行われた。
- ・ 資料3に基づき、今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、各種承認要件に係る適合状況について事務局より説明。審議の結果、56件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業2件）について承認された。

3. 国内クレジットの認証

- ・ 資料4に基づき、今回の委員会までに認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、各種認証要件に係る適合状況について事務局より説明。審議の結果、120件の国内クレジット認証申請（うちプログラム型排出削減事業3件）について、認証され、計49,967 t-CO₂の国内クレジットが発行された。

4. その他

- ・ 今後の委員会は、第27回を平成24年10月1日（月）に、第28回を平成24年11月30日（金）に開催する予定とした。

5. 委員の発言及び質疑

<排出削減方法論の承認について>

(大塚委員)

- ・ 作動媒体として代替フロン等を用いる場合、地球温暖化係数も大きいことから、漏洩に関して特に留意が必要だと理解している。事務局は、漏洩に関して、「漏洩量については媒体の充填量によって把握することができる」としているが、誰がその充填量を把握するのか。

(事務局（経済産業省）)

- ・ フロン回収業者がメンテナンス等を行う際に把握することを想定している。

(大塚委員)

- ・ その充填量を把握する業者と排出削減事業者の間で便宜が図られる等の懸念も考えられるのではないか。

(事務局（経済産業省）)

- ・ フロンの回収に当たっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づく都道府県知事の登録を受けた業者を想定しているが、実際の運用でもしっかりと見ていきたい。

(松橋委員)

- ・ 作動媒体として、アンモニア等沸点の低い媒体は様々なものがある中、年に極僅かの漏洩があったとしても、代替フロン等の地球温暖化係数の大きいガスを作動媒体として使用したほうが温室効果ガスの排出削減にメリットがあると考えてよいか。

(事務局（経済産業省）)

- ・ 今回の申請では、非可燃性等の取り扱い易さを考慮し、温室効果のある作動媒体が想定されている。
- ・ 温室効果ガスを作動媒体として使用する場合は、当該ガスが漏洩しないような構造を有する発動設備を要件としているところである。その上で、仮に漏洩した場合でも、媒体の漏洩によるデメリットと未利用の熱を利用した発電によるメリットを比較しても、温室効果ガスの排出削減が行われ、地球温暖化係数の大きいガスを作動媒体として用いるメリットがあると承知している。

<排出削減事業の承認等について>

(松橋委員)

- ・ ボイラーの更新等に関して、灯油からバイオマスへ燃料転換を行う事業では、ランニングコストが上昇となる事業が多いということか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ ご指摘いただいたとおりであり、燃料費の関係からランニングコスト上昇になる事業が多いが、事業者としては、投資回収できなくても、CSR等の目的で事業実施の判断を行っている。

(棕田委員)

- ・ 重油や灯油から都市ガスへの燃料転換事業について、投資回収年数が3～4年と短いものもあれば、ランニングコストの上昇により、投資回収が不能となる事業もある。これは、事業規模の大きさに起因しているということか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ ご指摘のとおりであり、都市ガスの使用量に応じ、契約形態が大口か小口かどうかといった違いにより単価に差が生じ、結果として投資回収年数に大きな開きがでている。

(熊崎委員)

- ・ バイオマスボイラーの導入などに関して、燃料として利用される木質ペレットの仕入れ価格は地域差や時期等により変動が起こり易い。事業実施者が、計画時に最適な方法での燃料調達を行わないと、今後も投資回収不能の事業ばかりが増えることが懸念される。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 木質由来のクレジットは、CSRの観点からは人気があり、ニーズも高いということもあり、新制度を構築する中でも、PRの強化など需要側の厚みを増していくような取り組みを考えていきたいと考えている。このような取り組みだけで木質バイオマスの供給構造が変えられるとは思ってはいないが、需要側からの取り組みを進め、供給の安定化に繋げていければと考えている。

(大塚委員)

- ・ 投資回収に関して、そもそも、60～70年も回収にかかる事業を国として推進すべきなのか、投資回収が長期間に及ぶものであれば、むしろ別の技術革新を待ったほうがいいのではないかと考えた考え方もあると思う。

(事務局 (経済産業省))

- ・ もともとランニングコストが上昇する場合においても、若干でもクレジットを創出し、設備投資をサポートしていくという観点でやってきた面もある。また、経済的に成り立たないものはサステナブルではないという考えもあるが、多少コストが高いものでも高性能の設備を普及させることで、設備そのもののコストダウンが進むということなども考えられることから、よく見込みを立てながら、いろいろな対策と組み合わせたいと思う。

(松橋委員)

- ・ エネルギーの世界では、一気に技術革新が進まないこともあり、そういう中で、基本的に投資回収がなかなか見込めない事業であっても、CSRを目的として温暖化対策を進めていただいている事業者がいる訳であり、そのような取り組みを止める必要は無いと考えている。

(熊崎委員)

- ・ 日本では、木質バイオマスを巡るビジネスは補助金で成り立っている。一方、欧州ではビジネスとして既に成り立っており、木質ペレット燃料の低価格化が実現している。今後、日本においてもビジネスとして回していけるようにしていくことが重要だと認識している。

<その他>

(松橋委員)

- ・ 自治体等において独自の排出削減に向けた取り組みが行われているが、削減量算定に当たりベースラインの設定に苦慮している。例えば、荒川区では、自宅の冷房を消して、避暑地として区施設を利用し、区全体の節電効果を向上させる取り組みである「あらかわ街なか避暑地」という事業を行っているところであるが、取り組みを前年度比で評価しているため、年を追うごとに前年度を下回ることが困難となっている。本委員会においては、継続審議中のHEMSを用いた方法論において、統計データを用いた家庭における標準的なベースラインの検討が行われていたと記憶している。国としてオーソライズされた考え方を示すことで、自治体の取り組みを進める手助けにも繋がるため、当該方法論について、引き続き検討を進めていただきたい。

(熊崎委員)

- ・ 再生可能エネルギー電気を買取る固定買取制度が開始をされたところであるが、バイオマスについては、電気以外に生み出される熱をうまく利用することが肝要だと認識している。ドイツでは、再生可能エネルギー熱法が定められており、家を新築する場合などには、再生可能な熱の導入が義務付けられているなど、固定買取制度と併せて、再生可能エネルギーに関する熱と電力の関係が定められている。
一方、今のところ、日本には熱に関する具体的な取り組みが見当たらない。国内クレジット制度がその役割を担ってもらいたいと考えている。

(椋田委員)

- ・ 現状、エネルギーの選択肢について議論が行われており、今後、エネルギー政策の大きな見直しが予定されている。その中で、例えば、現在示されている3つの選択肢のいずれも「2030年において、すべてのオフィス、すべての家庭でLED100%」という状況が想定されている。その場合、今の方法論とどう関係していくのかと言った点などについて、今後、整合

を図っていく必要があるのではないかと考えている。

(事務局（経済産業省）)

- ・ エネルギー基本計画は2030年に向けた長期的な計画であり、直近の排出削減事業を対象とした本制度とは時点の長さの違いはあるものの、おっしゃるように、計画策定の動向を見ながら、本制度でもいろいろと考えていきたい。

以上
文責：事務局